

後援等の依頼を受けた場合の手続き

本文書は、大学図書館研究会（以下、「大図研」という。）および大図研のグループに対し、後援・共催等の依頼や、メッセージ依頼(以下、「後援等依頼」という。)があった場合の手続きを定めたものである。

1. 大図研への後援等依頼への対応

- (1) 後援等依頼は、所定の様式(電磁的記録によるものも含む。)にて、後援等依頼者が大図研事務局に申請する。
- (2) 大図研事務局は、申請があった場合、ただちに常任委員会に審議を提起する。
- (3) 常任委員会は、1 か月以内に可否を決定する。
- (4) 大図研事務局は、可否の決定後、ただちに審議結果を後援等依頼者に回答する。
- (5) 後援等依頼で承認された行事等は、会員に向け、その事実を報告する。報告に際しては、項番 3「必要な事項」に準じた事項とする。

2. グループへの後援等の依頼への対応

- (1) グループへの後援等依頼の受付、回答はグループの判断とする。
- (2) ただし、グループに依頼があり、かつグループが大図研による後援等が妥当と考えた場合、前項の手続きを後援等依頼者に依頼する。
- (3) グループが回答した後援等依頼は、その行事の終了後すみやかに、大図研事務局へ報告を行う。報告に際しては、項番 3「必要な事項」に準じた事項とする。

3. 後援等依頼の可否判断・開催報告に必要な事項

後援等依頼の可否の判断及び大図研会員への報告を行うために、後援等依頼者は以下の事項を所定の様式に記述する。

- 後援等依頼の種別(後援・共催・メッセージ・その他)
- 行事の主催者名
- 行事名
- 行事の開催日時・開催場所・開催形態
- 行事の目的・趣旨
- 行事の見込み参加者数
- 備考
- 連絡先氏名・E-mail

附則

この内規は 2025 年 9 月 7 日から施行する。

また平成 26 年 7 月 14 日に公開した「後援等の依頼を受けた場合の手続きについて」を、2025 年 9 月 6 日に廃止する。

(様式)

申請年月日

申請者名

後援等名義使用申請書

大学図書館研究会及び大図研のグループに対し，後援・共催等の依頼や，メッセージ依頼したいので，以下のように申請します。

依頼の種別	後援・共催・メッセージ・その他()
行事等の主催者名	
行事等名	
行事等の目的・趣旨	
行事等の開催日時	
行事等の開催場所	
行事等の開催形態	オンサイト・オンライン・ハイブリッド・その他()
行事の見込み参加者数	
備考	
本件連絡先氏名	
本件連絡先 E-mail	